議案第１１８号

京丹後市火災予防条例の一部改正について

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

上引き排気ダクトに起因する火災の発生状況等を踏まえ、火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例

京丹後市火災予防条例(平成１６年京丹後市条例第２１８号)の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

京丹後市火災予防条例(平成16年京丹後市条例第218号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市火災予防条例 平成16年4月1日 条例第218号	京丹後市火災予防条例 平成16年4月1日 条例第218号
第1条～第17条　(略)	第1条～第17条　(略)
(液体燃料を使用する器具)	(液体燃料を使用する器具)
第18条　(略)	第18条　(略)
2　(略)	2　(略)
	3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
(固体燃料を使用する器具)	(固体燃料を使用する器具)
第19条　(略)	第19条　(略)
2　(略)	2　(略)
	3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。
(気体燃料を使用する器具)	(気体燃料を使用する器具)
第20条　(略)	第20条　(略)
2　(略)	2　(略)
	3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)	(電気を熱源とする器具)
第21条　(略)	第21条　(略)
2　(略)	2　(略)
	3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
第22条～第51条（略）	第22条～第51条（略）
	附　則
	この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第118号　参考資料

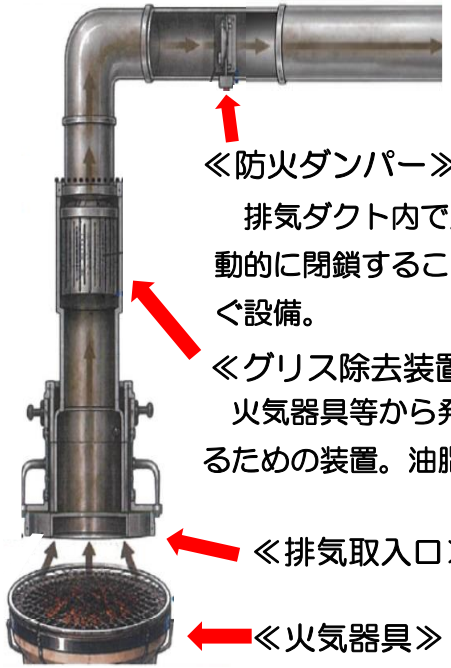
【上引き排気ダクト】

上引き排気ダクトは、移動可能な火気器具から発生した煙等を天井から吊り下げたダクトを通じて店外に排気する設備。
焼肉店等において、煙や臭いを気にすることなく幅広い客層が気軽に料理を楽しむことができるよう強制換気を行う設備。



≪上引き排気ダクト≫





≪排気ダクト≫
ダクト下の火気器具から発生する煙を吸い込み、屋外へ強制的に排出させる設備。

≪防火ダンパー≫
排気ダクト内で温度ヒューズや温度センサーが温度上昇を感知して自動的に閉鎖することで、火煙がダクトを通じて他区画へ延焼するのを防ぐ設備。

≪グリス除去装置≫
火気器具等から発生する油脂を含んだ煙や蒸気から油分を分離、除去するための装置。油脂分を付着させ煙や蒸気のみを屋外へ排出させる装置。

≪排気取入口≫

≪火気器具≫